

## 貨物軽自動車運送事業者に対する

### 令和6年の法令改正に伴う安全対策強化のご案内

今般、令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律および貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号)が公布されたことを受け、令和6年10月1日付にて、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)及び貨物自動車運送事業運送安全規則(平成22年運輸省令第22号)の一部が改正されました。貨物軽自動車運送事業者に対して安全確保のために義務付けられている事項について改正がありましたのでご案内いたします。

平成28年から令和5年にかけて、保有台数あたりの事業用貨物軽自動車の死亡・重傷事故件数は約4割増加しており、貨物軽自動車運送事業者の安全対策を強化するため、改正されました。

詳しくはこちらのURLから内容をご確認ください。↓↓

URL : <https://x.gd/UXQeL>